

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年6月26日(木)
NO. 1590号
本号3頁

米国がイラン核施設を空爆 国連・国際法を無視し軍事介入

トランプ米大統領は6月21日、米軍がイランのフォルドゥ、ナタンズ、イスファハンの3カ所の核施設3カ所を空爆したと発表しました。トランプ氏は目的について、「核濃縮能力を破壊し、世界一のテロ支援国家であるイランによる核の脅威を阻止することだった」と述べました。イランに核開発計画を放棄させるため、イスラエルの軍事作戦には加わらずに外交解決を模索してきたが、大きく方針を転換しました。

トランプ氏は「軍事的に大成功したと報告できる。イランの主要な核濃縮施設は完全に破壊された」と強調しました。フォルドゥでは、B2ステルス爆撃機6機から米国製の大型特殊爆弾「バンカーバスター」12発が投下された。ナタンズとイスファハンの核施設には、米海軍の潜水艦から巡航ミサイル「トマホーク」30発が発射された。初期評価ではフォルドゥの施設は使用不能になったと述べています。

また、イランの今後の対応によっては、さらなる攻撃を行うとも語りました。

国連の決議もないまま、国際法上の根拠も乏しい中、攻撃に踏み切ら

今回のイラン攻撃は、軍事面でも国際規範から逸脱した、国際法を無視した軍事介入です。トランプ政権は国民安全保障理事会の支持を得る努力もせず、国連の決議もないまま、イスラエルに同調する形で攻撃に踏み切りました。

国際法上の根拠も乏しい。イランが核保有に踏み切った証拠はなく、現時点においてイランによる核拡散のリスクは低減されているとの見方もあり、3月には米国家情報長官は上院の公聴会で「イランは核兵器を製造していない」と証言しました。トランプ氏が主張する「差し迫った脅威」あるとは言えない状況です

また、イランの将来的な核保有を阻止するための「予防攻撃」は国際法では認められません。

さらに、米国では憲法上、他国を攻撃する場合は原則的に連邦議会の承認が必要ですが、今回はそうした手続きは踏んでおらず、国内法上にも問題がありまかす。

イランは何らかの反撃に出るのは必至 ホルムズ海峡封鎖を国会決議

イランは米国の攻撃は「国連理事国である米国が、国連憲章、国際法、NPT(核不拡散)に対する重大な違反行為を行った」、「重大なレッドラインを超えた」と非難。米国が「全責任を負う」とし、今後の対応について自衛権に基づいて行う」としています。イラン側が何らかの反撃に出るのは必至。イラン国会は22日、ホルムズ海峡を封鎖することを決議しました。

イランとイスラエルの交戦に端を発した中東の緊張は、米国を巻き込んで深刻な局面に突入することになります。

国連安全保障理は22日、米国のイランの核施設空爆を受けて緊急の公開会合



国連安全保障理事会は22日、米国によるイランの核施設空爆を受けて緊急の公開会合を開きました。米国は「国連憲章にのっとった集団的自衛権の行使だ」などと正当化しました。一方、各国からは、すべての当事国へ自制を求める声とともに、米国による空爆は紛争の平和的解決や武力行使の禁止を定めた国連憲章違反だと批判する声が上がりました。

冒頭に発言したグテレス国連事務総長は「私たちはいま報復に次ぐ報復という泥沼に陥る危険がある」「米国による空爆はすでに動揺している地域での危険な転換点となった」と指摘。報復の連鎖を避けるには「外交が勝たねばならない」と語り、イラン核問題を巡る外交交渉の再開、国連憲章や国際法の順守を訴えました。

我が国は、世界の国々と連携し、即時停戦の実現に向けて奮闘を

前文に「再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」、「日本国民は、恒久の平和を念願し」と謳う日本国憲法を持つ国として、世界の国々と連携し、米国に国際法堅持の姿勢がいかに重要かを説き、即時停戦の実現に向けて奮闘すべきです。まずは、日本はイスラエルがイランを空爆した際、非難声明を出したが、原則に基づき、非難すべきです。

イラン軍は米軍のカタールの基地をミサイルで報復攻撃

イラン軍は23日、米軍が駐留するカタールの基地をミサイルで攻撃したと発表しました。米軍による核施設攻撃への報復。トランプ米大統領は交流サイト（SNS）で、発射されたミサイルは14発で、迎撃し、死傷者はいないと説明しました。イランが攻撃を事前通告してきたと明らかにしました。

イラン側は、報復攻撃して体面を保つ一方、事前通告することで迎撃を容易にし、大規模な被害が出て米側のさらなる攻撃を招くのを回避した可能性があります。イラン軍事筋は共同通信に対し、攻撃の数時間前、カタール側に事前通告したと明らかにしました。

トランプ氏は報復攻撃が「とても弱かった」とし、事前通告について「イランに感謝する」と表明しました。その上で「イランは今こそ地域の平和と調和に向けて進めるだろう。イスラエルも同じような行動を取るよう強く促す」と述べました。「平和を追求する時がきた！」とも投稿しました。

イスラエルとイランが完全かつ全面的に停戦することで合意

アメリカのトランプ大統領が日本時間の24日午前「イスラエルとイランが完全かつ全面的に停戦することで合意した」とSNSに投稿し、双方は相次いで停戦に応じる考えを示しました。しかし、その後イスラエルは、イランがミサイルを発射して停戦に違反したと主張していて、情勢は依然として予断を許さない状況です。

こうした中、トランプ大統領は24日、SNSに投稿し「イスラエル。爆弾を落とすな。重大な違反となる。パイロットを帰還させろ、いますぐにだ」と、イスラエルに対して強く警告しました。

第217回通常国会での憲法審査会を振り返る!! その1

昨年10月の総選挙で改憲派が3分の2を割り、改憲発議が困難な事態になった中でも、改憲派は「隙あらば、改憲に向け一歩でも」と必死な動きを見せています。その中でも、第217回国会での憲法審議を象徴するような動きが、今国会最後の衆院憲法審査会の前の幹事懇談会で起こりました。

一言でいえば、マスコミが報じていた「(動けば動くほど)議論すればするほど浮き彫りになるのは「改憲勢力」のほころび」でした。

「五会派の幹事、オブザーバーによる国会機能維持条項の骨子案」

6月12日、今国会最後の衆院憲法審査会前の幹事懇談会に「五会派の幹事、オブザーバーによる国会機能維持条項の骨子案」が出されました。幹事懇談会で改憲五会派から「国会機能維持条項の骨子案を提示したい」との要望が出され、審議するなかで「記録に残らない」幹事懇談会の場で提示すること合意しました。

出された骨子案は、「選挙困難事態」の認定要件を、自然災害や感染症のまん延、武力攻撃、テロや内乱などで国政選挙が困難と認められたときに適用する、適用された場合、国会議員の任期を延長後の選挙期日の前日まで延長するとしました。そして、参院の緊急集会の機能拡充も盛り込んでいます。議員の国会登院が難しいときはオンライン出席も可能と明記しました。

その幹事懇談会後の審査会の場で、骨子案を提出した船田与党筆頭幹事は、「より条文に近い形に深掘りしたものであり、次のステップに向けた大きな前進だ。議論を深め、改正原案に近づけていきたい」と述べました。維新の会の馬場氏は「骨子案を土台に改憲原案の作成に入るべきだ」と主張。国民民主党の浅野哲氏は骨子案をもとに中間整理などの作業を進めるよう求めました。

これに、立憲民主党の武正公一氏は「東日本大震災と同じ規模の地震が起きたとしても現行の繰り延べ投票で対応可能であり、『選挙困難事態』の立法事実はない」と述べ、任期延長のための憲法改正には慎重な立場を示しました。また、同党の津村啓介氏は、「これは自民党総務会の了承を経ることなく、十分な党内手続を経たものではありません。参議院選挙を控え、参議院選挙向けのむなしい政治的パフォーマンスにすぎず、本審査会の六か月の議論を踏まえたものとは到底言えないもの」と批判しました。

また、れいわの大石委員は、「出されてきたやつ、これなんですけれども、こんなもの、生煮えで出してきた、本当にばかき加減が露呈していますからね。それで、お伺いします。幹事会でも私は聞きましたが、自民党の田幹事、これを出されましたけれども、結局、党内手続は取れなかったんですよね。これは会派としての意見でよろしいですか」と質問しました。

これに、船田氏は「参議院の方で、緊急集会の射程について、あるいはその権限について意見の食い違いが若干ございましたので、そういう意味で、今回は、衆議院の現場の幹事、オブザーバーで決定をした、そういう合意の内容という形で、念のための措置をいたしました」と答えました。

翌週開催の参院審査会でも批判続出 自民党からも・・

この骨子案について、18日の参院憲法審査会でも意見が出されました。自民の若林洋平委員は、「我が会派は、骨子案は実現本部で提示されたものではなく、了承されたという事実はなく、あくまで衆議院側の幹事、オブザーバー五名のものとして理解しております」と、批判しました。

立憲民主党の熊谷裕人委員は、「そもそも衆議院会派の中でオーソライズされた案なのかが明確になっていない点の一つ、そして、他の党、会派の状況に関して口を出す立場ではないことは重々承知しておりますが、提出された会派において衆議院と参議院の間でしっかりとした議論が積み重ねられ、党、会派として合意が取れた上で提出されているものか」と、骨子案が各会派の衆院・参院で合意されたものか疑問を感じる。船田氏は、『次のステップに向けた大きな前進』と発言したが、参院での議論を否定し、参院を否定するものである」と批判しました。

社民党の福島みずほ委員も、「そもそも、参議院自民党及び公明党の憲法審査会の発言と全く違うものです。衆議院憲法審査会五会派が憲法改正についての骨子案をこのように提出したことに強く抗議をします」と、厳しく「骨子案」と提示した5名を批判しました。

このように、結局、「五会派の幹事、オブザーバーによる国会機能維持条項の骨子案」として提示したものの、結局、5人で出したもので、自民党はじめ改憲各派内での意見の統一ができていない実態が明確になりました。

これで、次の国会で議論しようという主張は、当然受け行けられません。